

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

事業名 県立学校給食運営事業費（民間委託光熱費増嵩対策分）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

県教育委員会 体育健康課 学校給食係 電話番号：058-272-1111(内8714)

E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,553 千円（前年度予算額： 7,704 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,704	0	0	0	0	0	0	0	7,704
要求額	1,553	0	0	0	0	0	0	0	1,553
決定額									

2 要 求 内 容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

学校給食の調理・提供の方法については、学校によっていくつかのパターンに分け、基本方針に沿って進めている（市町村委託：9校、民間委託：7校〈3年間の長期継続契約にて学校給食を実施〉併設施設に委託：1校）。

民間委託7校のうち、長良・中濃・可茂特別支援学校の3校については、光熱費高騰前の令和4年度から3年間の長期継続契約を結び学校給食を実施している。

新型コロナウイルス感染症の長期化による経済の影響やロシアによるウクライナ侵攻などの影響により原油や穀物等の国際価格は高い水準で推移している。

そのため、学校給食調理業務に係る光熱費及び燃料費が高騰しており、今後も影響をうけることが見込まれる。

令和4年は9月補正、令和5年度は当初予算にて予算計上済。

（2）事業内容

県立特別支援学校の学校給食供給業務を委託している事業者等に対し、光熱費高騰に係る増額分を負担する。

対象：長良・中濃・可茂特別支援学校（R4～6分長期継続契約）

東濃・華陽フロンティア高校は自校の調理施設を使用しているため対象外。

R5～R7長期継続契約分（大垣工業高校・大垣商業高校）については対象外。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県 10/10
- ・ 学校給食法第4条に「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるよう努めなければならない」と規定されており、当該学校の設置者として県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,553	光熱費・燃料費増嵩対策見込分
合計	1,553	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 学校給食法第4条
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第3条
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第3条
- ・ 第4次岐阜県教育ビジョン
基本方針3 「健やかな体」の育成
目標17 健康教育・食育の推進

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上のために、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれた学校給食を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

情勢を考慮しながら進めるため、指標設定になじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和3年度	新規事業のため無
令和4年度	光熱費高騰に係る増額分を負担することにより、学校給食の安定的な供給につながった。 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和5年度	令和7年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律で、学校給食が実施されるように努めるよう求められている。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律で、学校給食が実施されるように努めるよう求められている。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p>	
(評価) 2	<p>学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律で、学校給食が実施されるように努めるよう求められている。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 経済・物価情勢により必要額が変わるため、経済動向の把握が課題である。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 特別支援学校の設置者として、学校給食に必要な経費を負担することは必須であるため、今後も経済・物価情勢を鑑み必要額を要求していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など</p>	